

地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ

市町村

- ① 市町村整備計画を策定
 - ・ 日常生活圏域を単位として、事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定
 - ・ 市区町村全域を単位として、都市型軽費老人ホームの整備等に係る「先進的事業等整備計画」を策定

国

- ② 計画を国に提出(都道府県を経由)
- ③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

客観的指標

…高齢者の将来増加率、圏域における施設整備の状況 等

政策的指標

…既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

市町村

- ④ 配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。
(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

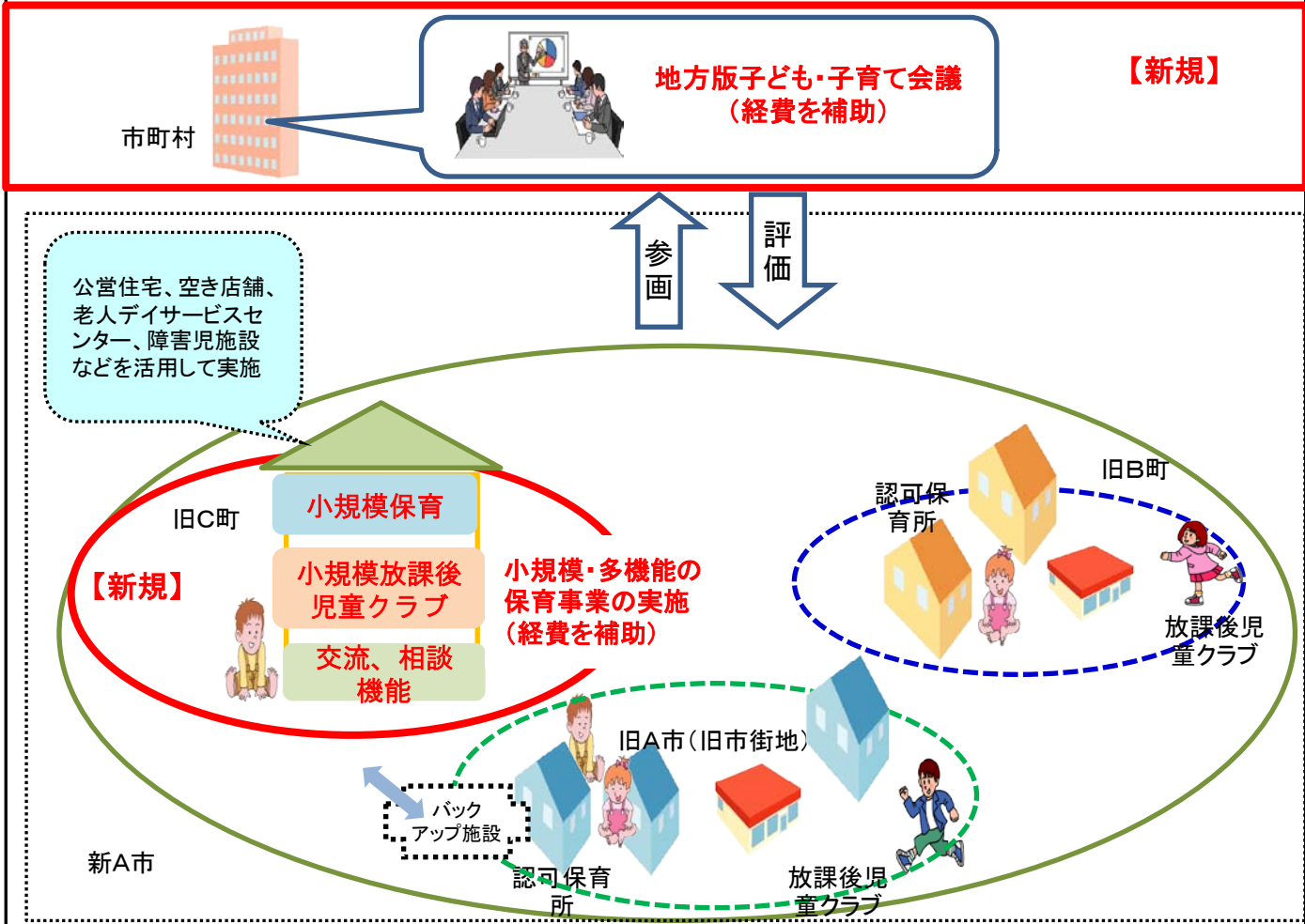
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10名未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

<イメージ>



一時預かり事業の概要

(H23予算額)500億円(子育て支援交付金の内数) → (H24予算額)307億円(子育て支援交付金の内数)

	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型
根拠	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)		
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	法第6条の3第7項を準用
実施要件	<p>・設備基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p>・人員基準 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)</p> <p>・保育内容 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p>・設備基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p>・人員基準 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)</p> <p>・保育内容 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p>・設備基準 規則第36条の35第1号に準じ、<u>適切な保育環境を整備するよう努めること。</u></p> <p>・人員基準 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。 ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。 <u>担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。</u></p> <p>・保育内容 規則第36条の35第3号を準用</p>
実施場所	保育所	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施
交付実績(23年度)	6,936か所	154か所	164か所

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成23年5月現在)

○クラブ数 20,561か所(全国の小学校約22,000校のおよそ9割程度)

・「放課後子どもプラン」(平成19年度～)⇒原則としてすべての小学校区での実施をめざす

○登録児童数 833,038人(全国の小学校1～3年生約343万人の2割程度
=5人に1人)

○利用できなかった児童数(待機児童数) 7,408人〔利用できなかった児童が
いるクラブ数 1,402か所〕

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

○平成24年度予算額 307.7億円

○運営費[放課後子どもプラン推進事業費補助金]

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、
1クラブ当たり基準額:319.1万円

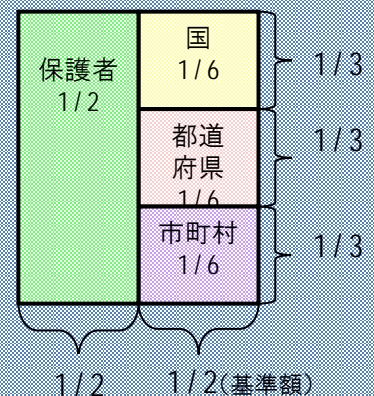
(総事業費638.2万円)

○整備費[放課後児童クラブ整備費補助金

、放課後子どもプラン推進事業費補助金]

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

運営費の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設費)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(創設費を除く)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。